平成２６年度

丹羽広域事務組合水道水質検査計画

丹羽広域事務組合水道部

は　じ　め　に

安全で安定した水を供給することは、当水道事業をはじめ水道関係者の最も基本的な使命といえます。現状、当水道事業では水道水の安全性を確保するため、水道法第２０条の規定に基づき、定期及び臨時の水質検査を行い、水道水の安全性を確認しております。

当水道事業では、住民の皆様の生活に重要な役割である水道水の安全性、水質検査の透明性等を確保するため、あらかじめ需要者に対して水道水質検査計画を策定し、事前に公表するとともに信頼される水道水を供給していくため、一層の水質管理を行ってまいります。

目　　次

１　基本方針　1

２　水道事業の概要　1

３　自己水源の状況及び愛知県営水道の受水状況　1

４　水質管理において留意すべき事項　1

５　水質検査を行う項目、採水頻度及びその理由、採水地点　１～２
（１）水質検査を行う項目
（２）基準項目検査頻度
（３）水質管理目標設定項目
（４）採水地点

６　臨時の水質検査　3

７　水質検査方法　3

８　水質検査計画及び検査結果の公表方法　3
（１）水質検査計画の公表
（２）水質検査結果の公表

９　関係者との連携　3

《平成２６年度丹羽広域事務組合水道水質検査計画》

１　基本方針

丹羽広域事務組合水道部は、上水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施します。

（１）水質検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等とし、別添「平成２６年度水道水質検査計画表」に特に留意すべき事項を示します。

（２）浄水場系統毎の検査項目及び採水地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源とします。

（３）検査項目及び検査頻度については、別添「平成２６年度水道水質検査計画表」のとおりとします。

２　水道事業の概要

（１）水道事業体名　　丹羽広域事務組合　水道部
（２）給水区域　　大口町、扶桑町（２４．７６ｋ㎡）
（３）給水人口　　５６，８９８人
（４）給水戸数　　２１，１９３戸
（５）普及率　　９９．８％
（６）計画一日最大給水量　　２２，８００㎥
（７）一人一日最大給水量　　３７７Ｌ
（８）一人一日平均給水量　　３３２Ｌ

３　自己水源の状況及び愛知県営水道の受水状況

丹羽広域事務組合水道部で管理している配水場は全部で１２か所あり、１６か所の井戸より地下水を処理し、供給しています。また、愛知県営水道より当水道事業の年間総配水量の約６０％を受水しています。

給水状況

区　　分	単位	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
給水人口	人	56,091	56,247	56,429	56,647	56,898
給水戸数	人	20,144	20,442	20,595	20,822	21,193
普及率	%	99.7	99.6	99.6	99.6	99.8
総配水量	㎥	6,925,120	6,878,360	6,843,666	6,783,963	6,901,448
県水受水量	㎥	4,167,697	4,173,933	4,166,794	4,128,270	4,181,414
1 日最大配水量	ℓ	21,708	21,067	21,542	21,598	21,466
1 日平均配水量	ℓ	18,973	18,845	18,750	18,535	18,908

愛知県営犬山浄水場

（１）所在地　　愛知県犬山市大字犬山字東洞１５
（２）供給能力　　一日最大　１７，１００㎥

４　水質管理において留意すべき事項

丹羽広域事務組合水道部の水道水は、木曽川の伏流水を源にしている水量豊かで清浄な深井戸を水源とする浄水と愛知県水道用水供給事業（以下、「県営水道」）において検査を行った浄水を各需要者に配水しております。水質検査頻度策定基準となる過去３年間の水質検査結果は、水質基準内の値を確保しておりますが、丹羽広域事務組合水道部では、水質基準内であっても若干数値の高い項目については、検査頻度を増やして監視を行います。また、放射能汚染問題に対応するため、全ての配水場の給水栓において放射能物質検査を実施することを盛り込み、水道水の安全性を確保するための監視を続けていきます。

５　水質検査を行う項目、採水頻度及びその理由、採水地点

（１）水質検査を行う項目

法令に基づく水質検査項目については、表１から表１３－２のとおり各水源区域の原水及び給水栓にて水質検査を行います。

（２）基準項目検査頻度

配水区の末端給水栓において、色及び濁りと消毒の残留効果の検査を１日１回、濁りを初めとした９項目の検査を毎月１回、消毒副生成物とされる１２項目及び監視すべき項目を３か月に１回、５１項目全ての検査を１年に１回実施します。

（３）水質管理目標設定項目

将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から大口南部水源系統にて表１３のとおり水質検査を行います。井戸水として検出する恐れがある１７項目を給水区域末端給水栓及び原水にて１年１回実施します。また、農薬類（表１３－２）は、平成２５～２７年度の３年間で１１０項目の検査を計画しており、平成２６年度では３１項目の検査を実施します。

（４）採水地点(配水区の末端水栓及び原水)

No.	名　　称	原水及び給水栓水採水場所	
1	河北配水場	原　水	大口町河北二丁目 71 番地（河北第 1 水源）
			大口町河北二丁目 104 番地（河北第 2 水源）
		給水栓	大口町堀尾跡一丁目 58 番地（大口南部水源）
2	大口北部水源	原　水	大口町下小口三丁目 95 番地（水源）
		給水栓	大口町下小口一丁目 134 番地（下小口学習等共同利用施設）
3	大口中部水源	原　水	大口町大屋敷三丁目 134 番地（水源）
		給水栓	大口町秋田二丁目 44 番地（南部多目的広場）
4	大口南部水源	原　水	大口町堀尾跡一丁目 58 番地（水源）
		給水栓	大口町御供所一丁目 522 番地（白木霊園）
5	北定松水源	原　水	扶桑町大字高雄字下山 185 番地（水源）
		給水栓	扶桑町大字高雄字下山 121 番地（大渕児童遊園）
6	東川水源	原　水	扶桑町大字高雄字北東川 186 番地（水源）
		給水栓	扶桑町大字高雄字中海道 224 番地（高雄公園）
7	高雄西部水源	原　水	扶桑町大字高雄字宮島 34、35 番地（水源）
		給水栓	扶桑町大字高雄字福塚 99 番地（福塚児童遊園）
8	南山名水源	原　水	扶桑町大字南山名字野田浦 58 番地（水源）
		給水栓	扶桑町大字南山名字安戸 93 番地（安戸児童遊園）
9	小渕水源	原　水	扶桑町大字小渕字宮東ノ切 891 番地（水源）
		給水栓	扶桑町大字小渕字砂原 1088 番地（木曽川扶桑緑地公園）
10	境山水源	原　水	扶桑町大字斉藤字緑 238 番地（水源）
		給水栓	扶桑町大字斉藤字緑 243 番地（斎藤公園）
11	柏森北部水源	原　水	扶桑町大字柏森字甲寺裏 47 番地（柏森北部水源）
			扶桑町大字柏森字中屋敷 163－5 番地（柏森東部水源）
			扶桑町大字柏森字辻田 367 番地（斉藤水源）
		給水栓	扶桑町大字斉藤字山神 102 番地（斎藤学習等供用施設）
12	柏森南部水源	原　水	扶桑町大字柏森字西前 296 番地（第 1 水源）
			扶桑町大字柏森字西前 196 番地（第 2 水源）
		給水栓	扶桑町大字斉藤字旭 414 番地（斎藤南児童遊園）

6　臨時の水質検査

次の事例が認められる時は臨時の水質検査を行います。

①水源付近、給水区域及びその周辺で水系感染症が流行しているとき。

②配水管の大規模な工事その他で水道施設が著しく影響を受けたとき、又は、その恐れがあるとき。

③その他、特に必要があると認められるとき。

7　水質検査方法

今年度水質検査は水道法第２０条で厚生労働大臣の登録を受けた者に委託し、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は国が定めた水道水の検査方法（水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法）で実施します。

8　水質検査計画及び検査結果の公表方法

（１）水道水質検査計画の公表

水道水質検査計画は毎年策定し、ホームページ上に掲載します。

（２）水質検査結果の公表

水道水質検査計画に基づき行われた水質検査結果を、ホームページ上と広報に掲載します。

9　関係者との連携

水質管理を万全なものにするためには関係機関との連携は極めて重要です。

（１）国等との連携

厚生労働省及び愛知県等が実施する水質管理に関する調査への協力を行うとともに、安全管理に関する情報提供について情報収集を図ってまいります。

（２）県営水道との連携

丹羽広域事務組合水道部の水道水の約６０％は、県営水道から受水した水を水源としています。そのため、県営水道と連携を図り、浄水場での水質状況の把握等の情報収集を行い、安全で安定した水道水の供給に努めます。

平成２６年度水道水質検査計画表

表1

水質検査表　＜河北配水場＞

項目No.	水質基準項目	基準値	過去３年間最高値	給水栓 検査頻度	給水栓 検査省略頻度	給水栓 検査計画頻度(回/年)	原水検査計画頻度(回/年)	設定理由等
		(mg/L)	(mg/L)					
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月１回	省略不可	12	2	省略できない項目なので毎月測定する。水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する（レベル2）
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	8	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	年４回	省略可能	1	2	過去3年間における水質検査の結果、基準の1/10を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。（※1）
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満			1	2	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	2	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	2	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	2	
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満			1	2	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	－			4	2	過去3年間の記録が基準の1/5が確認出来ないため省略しない。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満		省略不可	4	2	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	0.43		省略可能	1	2	（※1）
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.08			1	2	
13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.02未満			1	2	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満			1	2	
15	1,4－ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満			1	2	
16	シス及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001未満			1	2	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満			1	2	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	2	
19	トリクロロエチレン	0.０１mg/l以下	0.001未満			1	2	
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	2	
21	塩素酸	0.6mg/１以下	0.12		省略不可	4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満			4		
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.012			4		
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.008			4		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001			4		
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満			4		
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.018			4		
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.008			4		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.01			4		
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001未満			4		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.003未満			4		
32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.005未満		省略可能	1	2	第1水源のマンガン濃度を監視するため、水源及び給水栓にて毎月1回測定する。その他の項目は（※1）と同様。
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02未満			1	2	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.02			1	2	
35	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.001未満			1	2	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	7.7			1	2	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満			12	13	
38	塩化物イオン	200mg/l以下	8.9	月１回	省略不可	12	2	省略できない項目なので毎月測定する。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	24	年４回	省略可能	1	2	過去3年間における水質検査の結果、基準の1/5を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。
40	蒸発残留物	500mg/l以下	64			1	2	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満			1	2	（※2）
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001	発生時期に月１回	発生の時期に毎月	1	2	発生する恐れがある夏場に1回測定する。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001未満			1	2	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.005未満	年４回	省略可能	4	2	過去3年間の記録が基準の1/5が確認出来ないため省略しない。
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満			1	2	（※1）
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	0.8	月１回	省略不可	12	2	省略できない項目なので毎月測定する。
47	ｐＨ値	5.8以上8.6以下	7.2			12	2	
48	味	異常なし	異常なし			12	2	
49	臭気	異常なし	異常なし			12	2	
50	色度	5度以下	0.5未満			12	2	
51	濁度	2度以下	0.1未満			12	2	
原水	嫌気性芽胞菌						8	原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する（レベル2）

備考

※１　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。

※２　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。

※３　過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略することができる。

平成２６年度水道水質検査計画表

表2

水質検査表　＜大口北部水源＞

項目No.	水質基準項目	基準値	過去３年間最高値	給水栓 検査頻度	給水栓 検査省略頻度	給水栓 検査計画頻度(回/年)	原水検査計画頻度(回/年)	設定理由等
		(mg/L)						
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月１回	省略不可	6	1	省略できない項目なので毎月測定する。水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する（レベル2）
2	大腸菌	不検出	検出しない			6	2	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	年４回	省略可能	1	1	過去3年間における水質検査の結果、基準の1/10を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。（※1）
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満			1	1	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満			1	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	－			2	1	過去3年間の記録が基準の1/5が確認出来ないため省略しない。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満		省略不可	2	1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	2.7		省略可能	2	1	基準の1/5を超過している為、検査回数を減数せず3月に1回測定する。
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.06			1	1	（※1）
13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.02			1	1	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満			1	1	
15	1,4－ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満			1	1	
16	シス及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001未満			1	1	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満			1	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
21	塩素酸	0.6mg/ l 以下	0.07		省略不可	2		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満			2		
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.004			2		
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.004未満			2		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001未満			2		
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満			2		
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.005			2		
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.003未満			2		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001			2		
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001未満			2		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.003未満			2		
32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.006		省略可能	1	1	（※1）
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02未満			1	1	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01			1	1	
35	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.013			1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	11			1	1	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満			1	1	
38	塩化物イオン	200mg/l以下	14	月１回	省略不可	6	1	省略できない項目なので毎月測定する。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	70	年４回	省略可能	2	1	基準の1/5を超過している為、省略せず3月に1回測定する。
40	蒸発残留物	500mg/l以下	170			2	1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満			1	1	（※1）
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001未満	発生時期に月１回	発生の時期に毎月	1	1	発生する恐れがある夏場に1回測定する。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001未満			1	1	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.005未満	年４回	省略可能	2	1	過去3年間の記録が基準の1/5が確認出来ないため省略しない。
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満			1	1	（※1）
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	0.4	月１回	省略不可	6	1	省略できない項目なので毎月測定する。
47	ｐＨ値	5.8以上8.6以下	6.5			6	1	
48	味	異常なし	異常なし			6	1	
49	臭気	異常なし	異常なし			6	1	
50	色度	5度以下	0.5未満			6	1	
51	濁度	2度以下	0.1未満			6	1	
原水	嫌気性芽胞菌						2	原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する（レベル2）

備考

※１　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。

※２　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。

※３　過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略することができる。

平成26年10月から大口北部水源改良工事のため給水栓及び原水の水質検査はせず。

平成２６年度水道水質検査計画表

表3

水質検査表　＜大口中部水源＞

項目No.	水質基準項目	基準値	過去３年間最高値	給水栓 検査頻度	給水栓 検査省略頻度	給水栓 検査計画頻度(回/年)	原水検査計画頻度(回/年)	設定理由等
		(mg/L)						
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月１回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する（レベル2）
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	年４回	省略可能	1	1	過去3年間における水質検査の結果、基準の1/10を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。（※1）
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満			1	1	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満			1	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	－			4	1	過去3年間の記録が基準の1/5が確認出来ないため省略しない。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満		省略不可	4	1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	4.6		省略可能	4	1	基準の1/5を超過している為、検査回数を減数せず3ヶ月に1回測定する。
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.05未満			1	1	トリクロロエチレンの濃度が少し上昇してきたことから、検査回数を省略せず測定する。その他の項目は（※1）とする。
13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.03			1	1	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満			1	1	
15	1,4－ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満			1	1	
16	シス及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001未満			1	1	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満			1	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.002			4	1	
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
21	塩素酸	0.6mg/ｌ以下	0.10		省略不可	4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満			4		
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.001未満			4		
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.004未満			4		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001未満			4		
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満			4		
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.001未満			4		
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.003未満			4		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001未満			4		
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001未満			4		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.003未満			4		
32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.019		省略可能	1	1	（※1）
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02未満			1	1	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.06			1	1	
35	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.019			1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	12			1	1	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満			1	1	
38	塩化物イオン	200mg/l以下	11	月１回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	66	年４回	省略可能	4	1	基準の1/5を超過している為、省略せず3ヶ月に1回測定する。
40	蒸発残留物	500mg/l以下	190			4	1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満			1	1	（※1）
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001未満	発生時期に月１回	発生の時期に毎月	1	1	発生する恐れがある夏場に1回測定する。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001未満			1	1	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.005未満	年４回	省略可能	4	1	過去3年間の記録が基準の1/5が確認出来ないため省略しない。
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満			1	1	（※1）
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	0.3未満	月１回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。
47	ｐＨ値	5.8以上8.6以下	6.5			12	1	
48	味	異常なし	異常なし			12	1	
49	臭気	異常なし	異常なし			12	1	
50	色度	5度以下	0.6			12	1	
51	濁度	2度以下	0.1未満			12	1	
原水	嫌気性芽胞菌						4	原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する（レベル2）

備考

※１　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。

※２　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。

※３　過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略することができる。

平成２６年度水道水質検査計画表

表4

水質検査表　＜大口南部水源＞

項目No.	水質基準項目	基準値	過去３年間最高値	給水栓 検査頻度	給水栓 検査省略頻度	給水栓 検査計画頻度(回/年)	原水検査計画頻度(回/年)	設定理由等
		(mg/L)						
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月１回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する（レベル2）
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/1以下	0.0003未満	年４回	省略可能	1	1	過去3年間における水質検査の結果、基準の1/10を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。（※1）
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/1以下	0.00005未満			1	1	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/1以下	0.001未満			1	1	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/1以下	0.001未満			1	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/1以下	0.001未満			1	1	
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/1以下	0.005未満			1	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/1以下	－			4	1	過去3年間の記録が基準の1/5が確認出来ないため省略しない。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/1以下	0.001未満		省略不可	4	1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1以下	2.5		省略可能	4	1	基準の1/5を超過している為、検査回数を減数せず3ヶ月に1回測定する。
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/1以下	0.05			1	1	（※1）
13	ホウ素及びその化合物	1mg/1以下	0.03			1	1	
14	四塩化炭素	0.002mg/1以下	0.0002未満			1	1	
15	1,4－ジオキサン	0.05mg/1以下	0.005未満			1	1	
16	シス及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	0.001未満			1	1	
17	ジクロロメタン	0.02mg/1以下	0.001未満			1	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下	0.001未満			1	1	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/1以下	0.001未満			1	1	
20	ベンゼン	0.01mg/1以下	0.001未満			1	1	
21	塩素酸	0.6mg/１以下	0.13		省略不可	4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
22	クロロ酢酸	0.02mg/1以下	0.002未満			4		
23	クロロホルム	0.06mg/1以下	0.003			4		
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/1以下	0.004未満			4		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/1以下	0.001未満			4		
26	臭素酸	0.01mg/1以下	0.001未満			4		
27	総トリハロメタン	0.1mg/1以下	0.004			4		
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/1以下	0.003未満			4		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/1以下	0.001			4		
30	ブロモホルム	0.09mg/1以下	0.001未満			4		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下	0.003未満			4		
32	亜鉛及びその化合物	1mg/1以下	0.005		省略可能	1	1	（※1）
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/1以下	0.02未満			1	1	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/1以下	0.04			1	1	
35	銅及びその化合物	1mg/1以下	0.019			1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/1以下	32			1	1	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/1以下	0.005未満			1	1	
38	塩化物イオン	200mg/1以下	38	月１回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/1以下	57	年４回	省略可能	1	1	（※1）
40	蒸発残留物	500mg/1以下	190			4	1	基準の1/5を超過している為、省略せず3ヶ月に1回測定する。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1以下	0.02未満			1	1	（※1）
42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	0.000001未満	発生時期に月１回	発生の時期に毎月	1	1	発生する恐れがある夏場に1回測定する。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	0.000001未満			1	1	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下	0.005未満	年４回	省略可能	4	1	過去3年間の記録が基準の1/5が確認出来ないため省略しない。
45	フェノール類	0.005mg/1以下	0.0005未満			1	1	（※1）
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/1以下	0.3未満	月１回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。
47	ｐＨ値	5.8以上8.6以下	6.6			12	1	
48	味	異常なし	異常なし			12	1	
49	臭気	異常なし	異常なし			12	1	
50	色度	5度以下	0.7			12	1	
51	濁度	2度以下	0.1未満			12	1	
原水	嫌気性芽胞菌						4	原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する（レベル2）

備考

※１　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。

※２　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。

※３　過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略することができる。

水質管理目標設定項目（17項目）及び農薬類（31項目）を測定する。

平成２６年度水道水質検査計画表

表5

水質検査表　＜北定松水源＞

項目No.	水質基準項目	基準値	過去３年間最高値	給水栓 検査頻度	給水栓 検査省略頻度	給水栓 検査計画頻度(回/年)	原水検査計画頻度(回/年)	設定理由等
		(mg/L)						
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月１回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する（レベル2）
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	年４回	省略可能	1	1	過去3年間における水質検査の結果、基準の1/10を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。（※1）
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満			1	1	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満			1	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	－			4	1	過去3年間の記録が基準の1/5が確認出来ないため省略しない。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満		省略不可	4	1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	7.0		省略可能	12	4	基準の1/2を超過している為、毎月1回測定する。
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.08			1	1	（※1）
13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.06			1	1	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満			1	1	
15	1,4－ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満			1	1	
16	シス及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001未満			1	1	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満			1	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001			4	1	
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
21	塩素酸	0.6mg/１以下	0.08		省略不可	4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満			4		
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.001未満			4		
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.004未満			4		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001未満			4		
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満			4		
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.001未満			4		
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.003未満			4		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001未満			4		
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001未満			4		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.003未満			4		
32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.005未満		省略可能	1	1	（※1）
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02未満			1	1	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01未満			1	1	
35	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.006			1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	20			1	1	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満			1	1	
38	塩化物イオン	200mg/l以下	13	月１回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	68	年４回	省略可能	4	1	基準の1/5を超過している為、省略せず3ヶ月に1回測定する。
40	蒸発残留物	500mg/l以下	200			4	1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満			1	1	（※1）
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001未満	発生時期に月１回	発生の時期に毎月	1	1	発生する恐れがある夏場に1回測定する。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001未満			1	1	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.005未満	年４回	省略可能	4	1	過去3年間の記録が基準の1/5が確認出来ないため省略しない。
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満			1	1	（※1）
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	0.3未満	月１回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。
47	ｐＨ値	5.8以上8.6以下	6.8			12	1	
48	味	異常なし	異常なし			12	1	
49	臭気	異常なし	異常なし			12	1	
50	色度	5度以下	0.5未満			12	1	
51	濁度	2度以下	0.1未満			12	1	
原水	嫌気性芽胞菌						4	原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する（レベル2）

備考

※１　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。

※２　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。

※３　過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略することができる。

平成２６年度水道水質検査計画表

表6

水質検査表　＜東川水源＞

項目No.	水質基準項目	基準値	過去３年間最高値	給水栓 検査頻度	給水栓 検査省略頻度	給水栓 検査計画頻度(回/年)	原水検査計画頻度(回/年)	設定理由等
		(mg/L)						
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月１回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する（レベル2）
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/1以下	0.0003未満	年４回	省略可能	1	1	過去3年間における水質検査の結果、基準の1/10を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。（※1）
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/1以下	0.00005未満			1	1	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/1以下	0.001未満			1	1	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/1以下	0.001未満			1	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/1以下	0.001未満			1	1	
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/1以下	0.005未満			1	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/1以下	－			4	1	過去3年間の記録が基準の1/5が確認出来ないため省略しない。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/1以下	0.001未満		省略不可	4	1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1以下	2.9		省略可能	4	1	基準の1/5を超過している為、検査回数を減数せずに3ヶ月に1回測定する。
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/1以下	0.07			1	1	（※1）
13	ホウ素及びその化合物	1mg/1以下	0.04			1	1	
14	四塩化炭素	0.002mg/1以下	0.0002未満			1	1	
15	1,4－ジオキサン	0.05mg/1以下	0.005未満			1	1	
16	シス及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	0.001未満			1	1	
17	ジクロロメタン	0.02mg/1以下	0.001未満			1	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下	0.001未満			1	1	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/1以下	0.001			1	1	
20	ベンゼン	0.01mg/1以下	0.001未満			1	1	
21	塩素酸	0.6mg/１以下	0.09		省略不可	4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
22	クロロ酢酸	0.02mg/1以下	0.002未満			4		
23	クロロホルム	0.06mg/1以下	0.006			4		
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/1以下	0.004未満			4		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/1以下	0.001未満			4		
26	臭素酸	0.01mg/1以下	0.001未満			4		
27	総トリハロメタン	0.1mg/1以下	0.008			4		
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/1以下	0.004			4		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/1以下	0.002			4		
30	ブロモホルム	0.09mg/1以下	0.001未満			4		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下	0.003未満			4		
32	亜鉛及びその化合物	1mg/1以下	0.005未満		省略可能	1	1	（※1）
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/1以下	0.02未満			1	1	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/1以下	0.01未満			1	1	
35	銅及びその化合物	1mg/1以下	0.009			1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/1以下	15			1	1	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/1以下	0.005未満			1	1	
38	塩化物イオン	200mg/1以下	15	月１回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/1以下	59	年４回	省略可能	1	1	過去の結果が基準の1/5を超過したことがない為、1年に1回まで省略する。
40	蒸発残留物	500mg/1以下	150			4	1	基準の1/5を超過している為、省略せず3ヶ月に1回測定する。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1以下	0.02未満			1	1	（※1）
42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	0.000001未満	発生時期に月1回	発生の時期に毎月	1	1	発生する恐れがある夏場に1回測定する。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	0.000001未満			1	1	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下	0.005未満	年４回	省略可能	4	1	過去3年間の記録が基準の1/5が確認出来ないため省略しない。
45	フェノール類	0.005mg/1以下	0.0005未満			1	1	（※1）
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/1以下	0.5	月１回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。
47	ｐＨ値	5.8以上8.6以下	7.4			12	1	
48	味	異常なし	異常なし			12	1	
49	臭気	異常なし	異常なし			12	1	
50	色度	5度以下	0.5未満			12	1	
51	濁度	2度以下	0.1未満			12	1	
原水	嫌気性芽胞菌						4	原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する（レベル2）

備考

※１　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。

※２　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。

※３　過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略することができる。

平成２６年度水道水質検査計画表

表7

水質検査表　＜高雄西部水源＞

項目No.	水質基準項目	基準値	過去３年間最高値	給水栓 検査頻度	給水栓 検査省略頻度	給水栓 検査計画頻度(回/年)	原水検査計画頻度(回/年)	設定理由等
		(mg/L)	(mg/L)					
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月１回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する（レベル2）
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/1以下	0.0003未満	年４回	省略可能	1	1	過去3年間における水質検査の結果、基準の1/10を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。（※1）
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/1以下	0.00005未満			1	1	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/1以下	0.001未満			1	1	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/1以下	0.001未満			1	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/1以下	0.001未満			1	1	
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/1以下	0.005未満			1	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/1以下	－			4	1	過去3年間の記録が基準の1/5が確認出来ないため省略しない。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/1以下	0.001未満		省略不可	4	1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1以下	4.3		省略可能	4	1	基準の1/5を超過している為、検査回数を減数せずに3ヶ月に1回測定する。
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/1以下	0.08			1	1	（※1）
13	ホウ素及びその化合物	1mg/1以下	0.04			1	1	
14	四塩化炭素	0.002mg/1以下	0.0002未満			1	1	
15	1,4－ジオキサン	0.05mg/1以下	0.005未満			1	1	
16	シス及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	0.001未満			1	1	
17	ジクロロメタン	0.02mg/1以下	0.001未満			1	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下	0.001未満			1	1	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/1以下	0.001未満			1	1	
20	ベンゼン	0.01mg/1以下	0.001未満			1	1	
21	塩素酸	0.6mg/１以下	0.09		省略不可	4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
22	クロロ酢酸	0.02mg/1以下	0.002未満			4		
23	クロロホルム	0.06mg/1以下	0.005			4		
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/1以下	0.004未満			4		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/1以下	0.002			4		
26	臭素酸	0.01mg/1以下	0.001未満			4		
27	総トリハロメタン	0.1mg/1以下	0.008			4		
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/1以下	0.003			4		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/1以下	0.002			4		
30	ブロモホルム	0.09mg/1以下	0.001未満			4		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下	0.003未満			4		
32	亜鉛及びその化合物	1mg/1以下	0.006		省略可能	1	1	（※1）
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/1以下	0.02未満			1	1	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/1以下	0.01未満			1	1	
35	銅及びその化合物	1mg/1以下	0.008			1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/1以下	13			1	1	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/1以下	0.005未満			1	1	
38	塩化物イオン	200mg/1以下	12	月１回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/1以下	58	年４回	省略可能	1	1	過去の結果が基準の1/5を超過したことがない為、1年に1回まで省略する。
40	蒸発残留物	500mg/1以下	160			4	1	基準の1/5を超過している為、省略せず3ヶ月に1回測定する。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1以下	0.02未満			1	1	（※1）
42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	0.000001未満	発生時期に月1回	発生の時期に毎月	1	1	発生する恐れがある夏場に1回測定する。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	0.000001未満			1	1	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下	0.005未満	年４回	省略可能	4	1	過去3年間の記録が基準の1/5が確認出来ないため省略しない。
45	フェノール類	0.005mg/1以下	0.0005未満			1	1	（※1）
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/1以下	0.4	月１回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。
47	ｐＨ値	5.8以上8.6以下	7.0			12	1	
48	味	異常なし	異常なし			12	1	
49	臭気	異常なし	異常なし			12	1	
50	色度	5度以下	0.5未満			12	1	
51	濁度	2度以下	0.1未満			12	1	
原水	嫌気性芽胞菌						4	原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する（レベル2）

備考

※１　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。

※２　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。

※３　過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略することができる。

平成２６年度水道水質検査計画表

表8

水質検査表　＜南山名水源＞

項目No.	水質基準項目	基準値	過去３年間最高値	給水栓 検査頻度	給水栓 検査省略頻度	給水栓 検査計画頻度(回/年)	原水検査計画頻度(回/年)	設定理由等
		(mg/L)						
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月１回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する（レベル2）
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	年４回	省略可能	1	1	過去3年間における水質検査の結果、基準の1/10を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。（※1）
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満			1	1	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満			1	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	－			4	1	過去3年間の記録が基準の1/5が確認出来ないため省略しない。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満		省略不可	4	1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	2.3		省略可能	4	1	基準の1/5を超過している為、検査回数を減数せずに3ヶ月に1回測定する。
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.07			1	1	（※1）
13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.02			1	1	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満			1	1	
15	1,4－ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満			1	1	
16	シス及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001未満			1	1	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満			1	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
21	塩素酸	0.6mg/ｌ以下	0.08		省略不可	4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満			4		
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.004			4		
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.004未満			4		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001未満			4		
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満			4		
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.005			4		
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.003			4		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001			4		
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001未満			4		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.003未満			4		
32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.005未満		省略可能	1	1	（※1）
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02未満			1	1	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01未満			1	1	
35	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.006			1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	11			1	1	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満			1	1	
38	塩化物イオン	200mg/l以下	11	月１回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	79	年４回	省略可能	4	1	基準の1/5を超過している為、省略せず3ヶ月に1回測定する。
40	蒸発残留物	500mg/l以下	160			4	1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満			1	1	（※1）
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001未満	発生時期に月1回	発生の時期に毎月	1	1	発生する恐れがある夏場に1回測定する。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001未満			1	1	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.005未満	年４回	省略可能	4	1	過去3年間の記録が基準の1/5が確認出来ないため省略しない。
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満			1	1	（※1）
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	0.4	月１回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。
47	ｐＨ値	5.8以上8.6以下	6.9			12	1	
48	味	異常なし	異常なし			12	1	
49	臭気	異常なし	異常なし			12	1	
50	色度	5度以下	0.5未満			12	1	
51	濁度	2度以下	0.1未満			12	1	
原水	嫌気性芽胞菌						4	原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する（レベル2）

備考

※１　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。

※２　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。

※３　過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略することができる。

平成２６年度水道水質検査計画表

表9

水質検査表　＜小渕水源＞

項目No.	水質基準項目	基準値	過去３年間最高値	給水栓 検査頻度	給水栓 検査省略頻度	給水栓 検査計画頻度(回/年)	原水検査計画頻度(回/年)	設定理由等
		(mg/L)						
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月１回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する（レベル2）
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/1以下	0.0003未満	年４回	省略可能	1	1	過去3年間における水質検査の結果、基準の1/10を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。（※1）
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/1以下	0.00005未満			1	1	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/1以下	0.001未満			1	1	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/1以下	0.001未満			1	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/1以下	0.001未満			1	1	
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/1以下	0.005未満			1	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/1以下	－			4	1	過去3年間の記録が基準の1/5が確認出来ないため省略しない。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/1以下	0.001未満		省略不可	4	1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1以下	1.0		省略可能	1	1	過去の結果が基準の1/5を超過したことが無い為、1年に1回まで省略する。
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/1以下	0.08			1	1	（※1）
13	ホウ素及びその化合物	1mg/1以下	0.02未満			1	1	
14	四塩化炭素	0.002mg/1以下	0.0002未満			1	1	
15	1,4－ジオキサン	0.05mg/1以下	0.005未満			1	1	
16	シス及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	0.001未満			1	1	
17	ジクロロメタン	0.02mg/1以下	0.001未満			1	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下	0.001未満			1	1	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/1以下	0.001未満			1	1	
20	ベンゼン	0.01mg/1以下	0.001未満			1	1	
21	塩素酸	0.6mg/１以下	0.08		省略不可	4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
22	クロロ酢酸	0.02mg/1以下	0.002未満			4		
23	クロロホルム	0.06mg/1以下	0.001未満			4		
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/1以下	0.004未満			4		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/1以下	0.001未満			4		
26	臭素酸	0.01mg/1以下	0.001未満			4		
27	総トリハロメタン	0.1mg/1以下	0.001未満			4		
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/1以下	0.003未満			4		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/1以下	0.001未満			4		
30	ブロモホルム	0.09mg/1以下	0.001未満			4		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下	0.003未満			4		
32	亜鉛及びその化合物	1mg/1以下	0.005未満		省略可能	1	1	（※1）
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/1以下	0.02未満			1	1	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/1以下	0.01未満			1	1	
35	銅及びその化合物	1mg/1以下	0.005			1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/1以下	7.7			1	1	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/1以下	0.005未満			1	1	
38	塩化物イオン	200mg/1以下	7.0	月１回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/1以下	56	年４回	省略可能	1	1	過去の結果が基準の1/5を超過したことが無い為、1年に1回まで省略する。
40	蒸発残留物	500mg/1以下	130			4	1	基準の1/5を超過している為、省略せず3ヶ月に1回測定する。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1以下	0.02未満			1	1	（※1）
42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	0.000001未満	発生時期に月1回	発生の時期に毎月	1	1	発生する恐れがある夏場に1回測定する。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	0.000001未満			1	1	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下	0.005未満	年４回	省略可能	4	1	過去3年間の記録が基準の1/5が確認出来ないため省略しない。
45	フェノール類	0.005mg/1以下	0.0005未満			1	1	（※1）
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/1以下	0.3未満	月１回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。
47	ｐＨ値	5.8以上8.6以下	7.0			12	1	
48	味	異常なし	異常なし			12	1	
49	臭気	異常なし	異常なし			12	1	
50	色度	5度以下	0.5未満			12	1	
51	濁度	2度以下	0.1未満			12	1	
原水	嫌気性芽胞菌						4	原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する（レベル2）

備考

※１　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。

※２　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。

※３　過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略することができる。

平成２６年度水道水質検査計画表

表10

水質検査表　＜境山水源＞

項目No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去３年間最高値 (mg/L)	給水栓 検査頻度	給水栓 検査省略頻度	給水栓 検査計画頻度(回/年)	原水検査計画頻度(回/年)	設定理由等
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月１回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する（レベル2）
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	年４回	省略可能	1	1	過去3年間における水質検査の結果、基準の1/10を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。（※1）
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満			1	1	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満			1	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	－			4	1	過去3年間の記録が基準の1/5が確認出来ないため省略しない。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満		省略不可	4	1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	6.9		省略可能	12	4	基準の1/2を超過している為、毎月1回測定する。
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.09			1	1	（※1）
13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.03			1	1	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満			1	1	
15	1,4－ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満			1	1	
16	シス及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001未満			1	1	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満			1	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	
21	塩素酸	0.6mg/ l 以下	0.06未満		省略不可	4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満			4		
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.001			4		
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.004未満			4		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001未満			4		
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満			4		
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.001			4		
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.003未満			4		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001未満			4		
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001未満			4		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.003未満			4		
32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.009		省略可能	1	1	（※1）
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02未満			1	1	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01未満			1	1	
35	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.045			1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	10			1	1	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満			1	1	
38	塩化物イオン	200mg/l以下	10	月１回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	68	年４回	省略可能	4	1	基準の1/5を超過している為、省略せず3ヶ月に1回測定する。
40	蒸発残留物	500mg/l以下	180			4	1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満			1	1	（※1）
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001未満	発生時期に月１回	発生の時期に毎月	1	1	発生する恐れがある夏場に1回測定する。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001未満			1	1	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.005未満	年４回	省略可能	4	1	過去3年間の記録が基準の1/5が確認出来ないため省略しない。
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満			1	1	（※1）
46	有機物（全有機炭素TOCの量）	3mg/l以下	0.3	月１回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。
47	ｐＨ値	5.8以上8.6以下	6.6			12	1	
48	味	異常なし	異常なし			12	1	
49	臭気	異常なし	異常なし			12	1	
50	色度	5度以下	0.5未満			12	1	
51	濁度	2度以下	0.1未満			12	1	
原水	嫌気性芽胞菌						4	原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する（レベル2）

備考

※１　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。

※２　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。

※３　過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略することができる。

平成２６年度水道水質検査計画表

表11

水質検査表　＜柏森北部水源＞

項目No.	水質基準項目	基準値	過去３年間最高値	給水栓 検査頻度	給水栓 検査省略頻度	給水栓 検査計画頻度(回/年)	原水検査計画頻度(回/年)	設定理由等
		(mg/L)						
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月１回	省略不可	12	3	省略できない項目なので毎月測定する。水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する。（レベル2）
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	年４回	省略可能	1	3	過去3年間の水質検査の結果、基準の1/10を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。（※1）
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満			1	3	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	3	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	3	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	3	
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満			1	3	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	－			4	3	過去3年間の記録が基準の1/5が確認出来ないため省略しない。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満		省略不可	4	3	省略できない項目なので、3ヶ月に1回測定する。
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	5.9		省略可能	12	12	基準の1/2を超過しているため、3ヶ月に1回測定する。
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.08			1	3	（※1）
13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.03			1	3	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満			1	3	
15	1,4－ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満			1	3	
16	シス及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001未満			1	3	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満			1	3	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	3	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	3	
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	3	
21	塩素酸	0.6mg/ｌ以下	0.08		省略不可	4		省略できない項なので3ヶ月に1回測定する。
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満			4		
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.005			4		
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.005			4		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001			4		
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満			4		
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.008			4		
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.004			4		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.002			4		
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001未満			4		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.003未満			4		
32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.005未満		省略可能	1	3	（※1）
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02未満			1	3	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01			1	3	
35	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.007			1	3	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	13			1	3	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満			1	3	
38	塩化物イオン	200mg/l以下	11	月１回	省略不可	12	3	省略できない項なので毎月測定する。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	63	年４回	省略可能	4	3	基準の1/5を超過しているため、減数せず3か月に1回測定する。
40	蒸発残留物	500mg/l以下	160			4	3	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満			1	3	（※1）
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001未満	発生時期に月１回	発生の時期に毎月	1	3	発生する恐れがある夏場に1回測定する。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001未満			1	3	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.005未満	年４回	省略可能	4	3	過去3年間の記録が基準の1/5が確認できないため省略はしない。
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満			1	3	（※1）
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	0.4	月１回	省略不可	12	3	省略できない項目なので毎月測定する。
47	ｐＨ値	5.8以上8.6以下	6.9			12	3	
48	味	異常なし	異常なし			12	3	
49	臭気	異常なし	異常なし			12	3	
50	色度	5度以下	0.5未満			12	3	
51	濁度	2度以下	0.1未満			12	3	
原水	嫌気性芽胞菌						12	原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する。

備考

※１　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。

※２　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。

※３　過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略することができる。

※　柏森北部水源、柏森東部水源、斉藤水源の施設統合に伴い、3水源の過去3年間の水質検査結果に基づいた検査頻度で検査を実施する。
原水検査については柏森北部水源、柏森東部水源、斉藤水源の3水源で検査を実施する。

平成２６年度水道水質検査計画表

表12

水質検査表　＜柏森南部水源＞

項目No.	水質基準項目	基準値	過去３年間最高値	給水栓			原水検査計画頻度(回/年)	設定理由等
		(mg/L)		検査頻度	検査省略頻度	検査計画頻度(回/年)		
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月１回	省略不可	12	2	省略できない項目なので毎月測定する。水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する（レベル2）
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	8	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	年４回	省略可能	1	2	過去3年間における水質検査の結果、基準の1/10を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。（※1）
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満			1	2	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	2	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	2	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	2	
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満			1	2	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	－			4	2	過去3年間の記録が基準の1/5が確認出来ないため省略しない。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満		省略不可	4	2	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	7.1		省略可能	12	8	基準の1/2を超過している為、毎月1回測定する。
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.07			1	2	（※1）
13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.03			1	2	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満			1	2	
15	1,4－ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満			1	2	
16	シス及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001未満			1	2	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満			1	2	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	2	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	2	
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	2	
21	塩素酸	0.6mg/１以下	0.09		省略不可	4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満			4		
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.002			4		
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.004未満			4		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001未満			4		
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満			4		
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.002			4		
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.003未満			4		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001未満			4		
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001未満			4		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.003未満			4		
32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.005		省略可能	1	2	（※1）
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02未満			1	2	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.03			1	2	
35	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.007			1	2	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	13			1	2	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満			1	2	
38	塩化物イオン	200mg/l以下	12	月１回	省略不可	12	2	省略できない項目なので毎月測定する。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	67	年４回	省略可能	4	2	基準の1/5を超過している為、省略せず3ヶ月に1回測定する。
40	蒸発残留物	500mg/l以下	190			4	2	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満			1	2	（※1）
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001未満	発生時期に月１回	発生の時期に毎月	1	2	発生する恐れがある夏場に1回測定する。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001未満			1	2	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.005未満	年４回	省略可能	4	2	過去3年間の記録が基準の1/5が確認出来ないため省略しない。
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満			1	2	（※1）
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	0.3	月１回	省略不可	12	2	省略できない項目なので毎月測定する。
47	ｐＨ値	5.8以上8.6以下	6.6			12	2	
48	味	異常なし	異常なし			12	2	
49	臭気	異常なし	異常なし			12	2	
50	色度	5度以下	0.5未満			12	2	
51	濁度	2度以下	0.1未満			12	2	
原水	嫌気性芽胞菌						8	原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する（レベル2）

備考

※１　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。

※２　過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。

※３　過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略することができる。

平成26年度水道水質検査計画表

表13

水質検査表　＜大口南部水源＞

番号	目標管理設定項目	目標値 (mg/L)	検査頻度		省　略 理　由
			原水	給水栓	
1	アンチモン及びその化合物	0.02	1	－	原水の状況を確認する項目
2	ウラン及びその化合物	0.002	1	－	〃
3	ニッケル及びその化合物	0.002	－	1	給水管等の状況を確認する項目
5	1.2-ジクロロエタン	0.004	1	－	〃
8	トルエン	0.4	1	－	〃
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1	1	－	〃
10	亜塩素酸	0.6	－	－	二酸化塩素を使用していないため削除
12	二酸化塩素	0.6	－	－	二酸化塩素を使用していないため削除
13	ジクロロアセトニトリル	0.01	－	1	給水栓で測定する消毒副生成物
14	抱水クロラール	0.02	－	1	〃
15	農薬類（表14-2）	検出値と目標値の比の和として1以下	1	－	原水の状況を確認する項目
16	残留塩素	1	－	－	毎日検査で測定しているため削除
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10～100	－	－	基準項目で測定しているため削除
18	マンガン及びその化合物	0.01	－	－	基準項目で測定しているため削除
19	遊離炭酸	20	1	－	原水の状況を確認する項目
20	1.1.1-トリクロロエタン	0.3	1	－	〃
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02	1	－	〃
22	有機物等（過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑ消費量）	3	1	－	TOCとの相関を確認する為の項目
23	臭気強度（TON）	3	－	1	使用する薬品や資機材の状況を確認する項目
24	蒸発残留物	30～200	－	－	基準項目で測定しているため削除
25	濁度	1	－	－	基準項目で測定しているため削除
26	pH値	7.5程度	－	－	基準項目で測定しているため削除
27	腐食性(ランゲリア指数)	－1程度以上とし、極力0に近づける	1	－	原水の状況を確認する項目
28	従属栄養細菌	2000〔/ml〕	－	1	給水栓で測定する項目
29	1，1-ジクロロエチレン	0.1	1	－	原水の状況を確認する項目
30	アルミニウム及びその化合物	0.1	－	－	基準項目で測定しているため削除
			12	5	

※　№4，№6，№7，№11は項目から削除され欠番

平成26年度水道水質検査計画表

表13-2

水質検査表 ＜大口南部水源＞

No.	農薬検査項目	目標値 (mg/L)	検査頻度（実施年度別）		
			平成25年度	平成26年度	平成27年度
1	1,3-ジクロロプロペン（D-D）	0.002			1
2	2,2-DPA（ダラポン）	0.08		1	
3	2,4-D（2,4-PA）	0.03		1	
4	EPN	0.004	1		
5	MCPA	0.005		1	
6	アシュラム	0.2		1	
7	アセフェート	0.006		1	
8	アトラジン	0.01	1		
9	アニロホス	0.003	1		
10	アミトラズ	0.006		1	
11	アラクロール	0.03	1		
12	イソキサチオン	0.01	1		
13	イソフェンホス	0.001	1		
14	イソプロカルブ（MIPC）	0.01	1		
15	イソプロチオラン（IPT）	0.3	1		
16	イプロベンホス（IBP）	0.09	1		
17	イミノクタジン	0.006			1
18	インダノファン	0.009	1		
19	エスプロカルブ	0.03	1		
20	エディフェンホス（ｴｼﾞﾌｪﾝﾎｽ、EDDP）	0.006	1		
21	エトフェンプロックス	0.08	1		
22	エトリジアゾール（エクロメゾール）	0.004	1		
23	エンドスルファン（ベンゾエピン）	0.01	1		
24	オキサジクロメホン	0.02		1	
25	オキシン銅（有機銅）	0.04		1	
26	オリサストロビン	0.1	1		
27	カズサホス	0.0006	1		
28	カフェンストロール	0.008	1		
29	カルタップ	0.3	－	－	－
30	カルバリル（NAC）	0.05		1	
31	カルプロパミド	0.04		1	
32	カルボフラン	0.005		1	
33	キノクラミン（ACN）	0.005	1		
34	キャプタン	0.30	1		
35	クミルロン	0.03	1		
36	グリホサート	2			1
37	グルホシネート	－	－	－	－
38	クロメプロップ	0.02		1	
39	クロルニトロフェン（CNP）	0.0001	1		
40	クロルピリホス	0.003	1		
41	クロロタロニル（TPN）	0.05	1		
42	シアナジン	0.004	1		
43	シアノホス（CYAP）	0.003	1		
44	ジウロン（DCMU）	0.02		1	
45	ジクロベニル（DBN）	0.01	1		
46	ジクロルボス（DDVP）	0.008	1		
47	ジクワット	0.005			1
48	ジスルホトン（エチルチオメトン）	0.004	1		
49	ジチアノン	0.03	－	－	－
50	ジチオカルバメート系農薬（二酸化炭素として）	0.005	－	－	－
51	ジチオピル	0.009	1		

No.	農薬検査項目	目標値 (mg/L)	検 査 頻 度 (実施年度別)		
			平成25年度	平成26年度	平成27年度
52	シハロホップブチル	0.006	1		
53	シマジン(CAT)	0.003	1		
54	ジメタメトリン	0.02	1		
55	ジメトエート	0.05	1		
56	シメトリン	0.03	1		
57	ジメピペレート	0.003	1		
58	ダイアジノン	0.005	1		
59	ダイムロン	0.8		1	
60	ダゾメット	0.006	―	―	―
61	チアジニル	0.1		1	
62	チウラム	0.02		1	
63	チオジカルブ	0.08		1	
64	チオファネートメチル	0.3			1
65	チオベンカルブ	0.02	1		
66	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	1		
67	トリクロピル	0.006		1	
68	トリクロルホン(DEP)	0.005	1		
69	トリシクラゾール	0.08		1	
70	トリフルラリン	0.06	1		
71	ナプロパミド	0.03	1		
72	パラコート	0.005	―	―	―
73	ピペロホス	0.0009	1		
74	ピラクロニル	0.01	―	―	―
75	ピラゾキシフェン	0.004	1		
76	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02		1	
77	ピリダフェンチオン	0.002	1		
78	ピリブチカルブ	0.02	1		
79	ピロキロン	0.04	1		
80	フィプロニル	0.0005		1	
81	フェニトロチオン(MEP)	0.003	1		
82	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	1		
83	フェリムゾン	0.05	―	―	―
84	フェンチオン(MPP)	0.006		1	
85	フェントエート(PAP)	0.007	1		
86	フェントラザミド	0.01		1	
87	フサライド	0.1	1		
88	ブタクロール	0.03	1		
89	ブタミホス	0.02	1		
90	ブプロフェジン	0.02	1		
91	フルアジナム	0.03		1	
92	プレチラクロール	0.05	1		
93	プロシミドン	0.09	1		
94	プロチオホス	0.004	―	―	―
95	プロピコナゾール	0.05	1		
96	プロピザミド	0.05	1		
97	プロベナゾール	0.05		1	
98	ブロモブチド	0.1	1		
99	ベノミル	0.02		1	
100	ペンシクロン	0.1	1		
101	ベンゾビシクロン	0.09		1	
102	ベンゾフェナップ	0.004		1	
103	ベンタゾン	0.2		1	
104	ペンディメタリン	0.3	1		

No.	農薬検査項目	目標値 (mg/L)	検 査 頻 度 (実施年度別)		
			平成25年度	平成26年度	平成27年度
105	ベンフラカルブ	0.04			1
106	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01	1		
107	ベンフレセート	0.07	1		
108	ホスチアゼート	0.003	1		
109	マラチオン(マラソン)	0.05	1		
110	メコプロップ(MCPP)	0.05		1	
111	メソミル	0.03		1	
112	メタム(カーバム)	0.01	―	―	―
113	メタラキシル	0.06	1		
114	メチダチオン(DMTP)	0.004	1		
115	メチルダイムロン	0.03	1		
116	メトミノストロビン	0.04	1		
117	メトリブジン	0.03	1		
118	メフェナセット	0.02	1		
119	メプロニル	0.1	1		
120	モリネート	0.005	1		
			73	31	6

※検査頻度が「－」である10項目については検査方法が未確定のため、検査を実施しない。